



## 資料編



# 資料編

## 1 計画の策定経緯

開催日	会議等	内容
平成 21 年 7 月 7 日 ～21 日	アンケート調査	・市内在住の中学生以上の男女 2,800 人の方を対象に実施
平成 21 年 7 月 10 日	第1回市民ワークショップ	・全体会
平成 21 年 7 月 22 日 ～24 日	第2回市民ワークショップ	・地域の生活課題のリストアップ及び整 理
平成 21 年 7 月 29 日 ～31 日	第3回市民ワークショップ	・問題解決のための取り組み案の検討及 びスローガンの決定
平成 21 年 7 月 30 日	第1回プロジェクト会議	・策定スケジュール等について ・事業状況確認について
平成 21 年 9 月 2 日	第1回策定委員会	・地域福祉計画について ・アンケート調査の結果について ・市民ワークショップの結果について
平成 21 年 10 月 29 日	第2回プロジェクト会議	・アンケート調査の結果について ・市民ワークショップの結果について ・計画骨子案について
平成 21 年 11 月 4 日	第2回策定委員会	・計画骨子素案について
平成 21 年 11 月 26 日	第3回プロジェクト会議	・計画骨子素案について
平成 21 年 12 月 15 日	第3回策定委員会	・計画骨子素案について
平成 22 年 2 月 8 日	第4回プロジェクト会議	・計画骨子素案について
平成 22 年 2 月 22 日	第4回策定委員会	・計画骨子素案について

## 2 稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

**第2条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第3条** 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

**第4条** 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体及び事業者の代表者
- (2) 地域市民活動団体の代表者
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有するもの
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

**第5条** 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

### (委員長等)

**第6条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第7条** 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

**第8条** 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

### (補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

#### 付 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 3 稲沢市地域福祉計画策定委員会名簿

氏名	所属	備考
長岩 嘉文	日本福祉大学福祉専門学校校長	委員長
城 義政	社団法人稻沢市医師会会长	副委員長
家田 鐵彦	稻沢市民生委員児童委員協議会会长	委員
水野 博司	稻沢市障害者福祉団体連合会会长	委員
小澤 真由美	稻沢市子ども会連絡協議会会长	委員
山田 兼通	稻沢市老人クラブ連合会会长	委員
鈴木 あけみ	稻沢介護保険関係事業者連絡会会长	委員
金森 信之	社会福祉法人稻沢市社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会委員長	委員
佐藤 文二	稻沢市まちづくり連絡協議会会长	委員
福田 玲子	防災を考える会稻沢代表	委員
佐藤 三郎	社会福祉法人稻沢市社会福祉協議会会长	委員
川口 ゆかり	公募委員	委員

(順不同)

## 4 稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

**第2条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の素案を策定するため、稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第3条** プロジェクトは、次の事項について調査研究し、計画の素案を策定する。

- (1) 地域福祉の現状の把握に関すること。
- (2) 地域福祉の課題及び問題点の抽出に関すること。
- (3) 地域福祉の今後の施策及び目標に関すること。
- (4) その他計画策定に関すること。

### (組織及び任期)

**第4条** プロジェクトは、別表に掲げるメンバーで組織する。

2 メンバーの任期は、計画の策定が完了するまでとする。

### (座長及び副座長)

**第5条** プロジェクトに、座長及び副座長を置く。

2 座長は、福祉保健部長をもって充て、副座長は、福祉保健部福祉課長をもって充てる。

3 座長は、会務を総理し、プロジェクトを代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** プロジェクトの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 プロジェクトの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (関係者の出席)

**第7条** プロジェクトは、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

**第8条** プロジェクトの庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

### (補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、座長がプロジェクトに諮って定める。

#### 付 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

稻沢市市長公室	企画課の主査以上の者
	地域振興課の主査以上の者
// 総務部	財政課の主査以上の者
// 福祉保健部	部長
	福祉課長
	児童課の主査以上の者
	国保年金課の主査以上の者
	高齢介護課の主査以上の者
	保健センターの主査以上の者
// 経済環境部	商工観光課の主査以上の者
// 建設部	都市計画課の主査以上の者
// 市民病院事務局	医事課の主査以上の者
// 教育委員会	生涯学習課の主査以上の者
稻沢市社会福祉協議会	地域福祉課の職員

## 5 稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム委員名簿

役職	氏名	所属	
座長	中野 真澄	福祉保健部長	
副座長	松本 英治	福祉保健部福祉課長	
メンバー	篠田 智徳	市長公室企画課主幹	企画グループ
メンバー	桑原 照代	市長公室地域振興課主査	コミュニティグループ
メンバー	尾崎 登紀子	総務部財政課主査	財政グループ
メンバー	魚住 里美	福祉保健部児童課指導保育士	子育て支援グループ
メンバー	千葉 瞳子	福祉保健部国保年金課主査	医療グループ
メンバー	渡邊 清美	福祉保健部高齢介護課主査	管理グループ
メンバー	長谷川 和代	福祉保健部保健センター主幹	健康推進グループ
メンバー	山田 友紀	経済環境部商工観光課主幹	観光・労働グループ
メンバー	内藤 一広	建設部都市計画課主査	みどりグループ
メンバー	丹下 裕美子	市民病院事務局医事課主査	医事グループ
メンバー	澤田 逸子	教育委員会生涯学習課主査	生涯学習グループ
メンバー	杉山 大進	社会福祉協議会地域福祉課主事	

(順不同)

## 6 社会福祉法（抜粋）

昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号  
改正平成 20 年 12 月 3 日法律第 85 号

### 第1章 総 則

#### (目的)

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- (3の2) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- (4) 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援助護施設を経営する事業
- (5) 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をできることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業
- (6) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- (7) 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

- (1) 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- (2) 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- (3) 母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- (4) 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- (4の2) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- (5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- (6) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- (7) 障害者自立支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をできることとされた同條に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業
- (8) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業
- (9) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

(10) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用する事業

(11) 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るために各種の事業を行うものをいう。）

(12) 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(13) 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

(1) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

(2) 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業

(3) 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

(4) 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの

(5) 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

**第3条** 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

**第5条** 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## 第10章 地域福祉の推進

### 第1節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

**第108条** 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (3) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

## 第2節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

**第109条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
  - 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
  - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。
  - 5 関係行政の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。
  - 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

**第110条** 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- (2) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (3) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (4) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第5項及び第6項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

**第111条** 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第109条第5項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第2次

## 稻沢市地域福祉計画

みんながいきいきと生活できる地域社会をめざして

発行／稻沢市（平成22年3月）

編集／稻沢市福祉保健部福祉課

稻沢市稻府町1番地

TEL 0587-32-1111（代表）

